

令和8年5月

お客さま 各位

淡陽信用組合

## 預金規定改定のお知らせ

平素は淡陽信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取り組みを進めるにあたり、下記のとおり預金規定を改定させていただきます。

なお、下記規定の改定以前からご契約いただいているお客さまにも改定後の規定が適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改定する規定 当座勘定規定

#### 2. 改定日 令和8年7月1日

#### 3. 改定内容

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を無料で交付します。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付し、払戻請求書は無料で交付します。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>

改定後	改定前
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第23条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第25条第2項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。</p>	<p>第23条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第25条第2項第1号、第2号<u>AからE</u>および第3号<u>AからE</u>のいずれにも該当しない場合に利用ことができ、<u>第25条第2項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u></p>
<p>第25条（解約）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。</p>	<p>第25条（解約）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。</p>

改定後	改定前
<p>① (略)</p> <p>②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>F. <u>その他前A. からE. に準ずる者</u></p> <p>③本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれかに</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. <u>その他前A. からD. に準ずる行為</u></p>	<p>① (略)</p> <p>②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(追加)</p> <p>③本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. <u>その他前各号に準ずる行為</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払い</u> <u>ません。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>
<p>(削除)</p>	<p>8. <u>小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ</u> <u>印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p>

改定後	改定前
<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>
(削除)	<u>8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>
<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>
(削除)	<u>10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

※ 改定後の規定は、改定日以降に当組合ホームページ「預金規定集」でもご覧いただけます。

以 上